

**みえ子どもスマイルレポート<令和5年度(2023 年度)版>**  
～「三重県子ども条例」および「第二期希望がかなうみえ  
子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況について～

**令和5(2023)年6月**

**三 重 県**

## 目 次

はじめに	・・・	1
1 子ども条例に基づく施策の実施状況 (条例に基づく令和4年度の取組)	・・・	4
2 「第二期スマイルプラン」に基づく施策の実施状況	・・・	11
<b>別表 令和4年度に実施した子ども条例に基づく施策の 実施状況一覧</b>	・・・	60

# はじめに

三重県では、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、平成23年4月に「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、3つの基本理念として、「子どもを権利の主体として尊重する」、「子どもの最善の利益を尊重する」、「子どもの力を信頼する」を定めるとともに、県の責務として、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、実施すること」、「県民の皆さんがあれぞれの役割を果たすための配慮や連携・協働して行う取組への支援を行うこと」を明らかにしています。

条例を体現するため、子ども・子育て施策に関する中期計画を「希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」として整理しており、二期目である「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「第二期スマイルプラン」という。）では、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」を目指すべき社会像と位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう」とは、結婚を希望する人が結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるよう、社会的な制約やさまざまな要因がなくなっている状況をあらわしています。

また、「全ての子どもが豊かに育つことができる」とは、全ての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えを受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境が整っている状況をあらわしています。

子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化し、以前にも増して課題が複雑化・複合化する中、子どもの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりを進めるためには、子育て世代だけでなく、あらゆる世代が子ども・子育てに关心を持ち、積極的にかかわっていくことが必要です。

そのため、子どもや子育てにかかる取組を進めるにあたって、さまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるべく、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」「孤独」にさせない）という視点を各取組の方向性として取り入れています。

また、第二期スマイルプランに取り組むにあたっては、以下の5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げています。

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する
- (2) 「家族」形成は当事者の判断が最優先される
- (3) 人や企業、地域社会の意識を変える
- (4) 「家族」の特性に応じてきめ細かに支援する
- (5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

特に、「(2)「家族」形成は当事者の判断が最優先される」については、結婚や妊娠、出産など、ライフステージにかかる意思決定について、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、「結婚する・しない」や「子どもを産む・産まない」などは、個人の判断が最優先されることに留意しています。

この「みえ子どもスマイルレポート」は、令和4年度の本県の子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめたものです。

このレポートを作成・公表することで、第二期スマイルプランにかかる年次報告として、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、めざすべき社会像の実現に向けた進行管理に努めるとともに、子ども条例第15条の規定に基づき、県が行う施策の実施状況を評価し、施策への反映に努めるものとします。

---

#### ※子ども条例第15条

知事は、毎年、この条例に基づき県が行う施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

# 「三重県子ども条例」の構成

